

# これからの博物館に求められる役割

---

2024年7月3日

文化庁博物館振興室長  
高井 絢

# ① 改正博物館法の下での博物館登録について

---

## 新規登録博物館

### 新規登録館 34館

(大網白里市デジタル博物館、大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪市立科学館、大阪歴史博物館、大阪中之島美術館、株式会社海の中道海洋生態科学館(マリンワールド海の中道)、諫早市美術・歴史館、ふくしま海洋科学館、内藤記念くすり博物館 (ほか))

### 再登録館 52館

(島根県立古代出雲歴史博物館、長崎市恐竜博物館、大村市歴史資料館、石見安達美術館、鹿児島県立博物館、豊橋市自然史博物館、福島県立美術館 (ほか))

## 新規指定施設

### 新規及び再指定館 10館

(大阪国際平和センター(ピースおおさか)、新居浜市広瀬歴史記念館、池川彫刻美術館、京都産業大学神山天文台、秩父宮記念スポーツ博物館、国立アイヌ民族博物館、ギャラリー・ミレー、北里柴三郎記念博物館、皇居三の丸尚蔵館、東京農工大学科学博物館)

## 新規登録館 大網白里市デジタル博物館



## 再登録館 島根県立古代出雲歴史博物館



## 新規指定施設 国立アイヌ民族博物館



# 博物館登録制度

現在登録済みの博物館についても、5年間の経過措置期間中に**再登録が必要**

## 登録博物館になることのメリット

- ・法制度上の措置（美術品保障制度、登録美術品制度等）
- ・予算上の措置、税制上の措置
- ・登録、指定の公的信用の獲得、ロゴ作成によるPR

### 登録博物館 (911館)

定義：博物館法に基づき都道府県・指定都市から登録を受けた博物館  
設置者：あらゆる法人（国と独法を除く）

### 指定施設 (394館)

定義：博物館法に基づき都道府県・指定都市又は国から指定を受けた施設  
設置者：限定なし（国又は独法が設置するものは国が指定）

### 法律外の施設 (博物館類似施設) (4466館)

定義：博物館と同種の事業を行い、博物館法第31条に規定する指定施設と同等以上の規模の施設  
設置者：限定なし

活動・体制を充実して登録を目指す流れ

法的位置づけ有り

法的位置づけ無し



## JAPAN MUSEUM



(プレート掲示例：三の丸尚蔵館)

新しい博物館制度の認知度の向上、館種を超えた一体感の醸成、各登録博物館・指定施設への信用向上等を目的として、歴史博物館・美術館・科学館・動物園・水族館・植物園などの「博物館」に共通のマークを作成し、広報を実施。

- ◆改正博物館法施行後、登録・要件確認を行った館園に対し、R6.5月よりプレート・証書を送付。  
(みなし登録博物館・みなし指定施設に対しては、証書のみ送付。)



- ◆5月17日、登録博物館等マーク 授与式  
文化庁長官より施行後第1号の登録博物館となった下瀬美術館にプレート・証書を贈呈。



### 登録博物館等マークをぜひご活用ください！

各館園のウェブサイト・SNS・パンフレット・チラシへの掲載、看板・名刺・無料グッズへの印刷などが可能です。  
詳しくは博物館総合サイトに掲載のガイドラインをご覧ください。

# 国際博物館の日（5月18日）、文化の日（11月3日）

国際博物館の日等の前後に無料開館や特別なイベントの開催等、多くの人々が博物館に行くきっかけを作る。令和6年度は、登録博物館等マークの広報を組み合わせることで普及を図った。



（2024年度国際博物館の日のポスター）

## 【博物館無料開館等について】

- 国際博物館の日（5月18日）、文化の日（11月3日）当日前後に、博物館への関心をより高め、無料開館や特別なイベントの実施をお願い

## 【令和6年度の国際博物館の日】

- 約220館が、無料開館等の記念事業に参加
- 5月19日には、日本博物館協会・ICOM日本委員会が、国立民族学博物館（大阪府吹田市）において「学びと研究のための博物館」をテーマに記念シンポジウムを開催
- 同日、旭川市旭山動物園（北海道旭川市）において文化庁と共同で「国際博物館の日プレミアムイベント」を開催



（旭山動物園公式Xより）

# 令和6年度博物館プロモーション

登録博物館、指定施設を対象とした魅力的なコンテンツ作成



HP、動画等を活用し、一般向けに登録博物館等に関連した情報発信を実施。例えば子供達や若年層が興味を持ちそうなテーマで博物館や展覧会を紹介する特集やコンテンツの作成

## 【博物館総合サイトについて】

- ・ 博物館関係者だけでなく、一般ユーザーの興味関心をひくコンテンツの充実、動画・SNS等の相互連携の拡充、ユーザビリティの改善を図っていく



全国の博物館と連携し、5月18日「国際博物館の日」を周知。また、館種を超えた一体感の醸成や基準を満たした博物館の表示のため、「登録博物館等マーク」の活用がスタート。



## 【追加コンテンツについて（予定）】

- ・ 登録博物館等を対象として、定期的な博物館特集を実施
- ・ また博物館により一層親しんでもらうことを目的に、子供達、若年層を対象としたターゲットを絞ったコンテンツ作成にも着手する



全国の博物館に関する情報をSNSより発信

## ②令和6年度博物館関連施策について

---

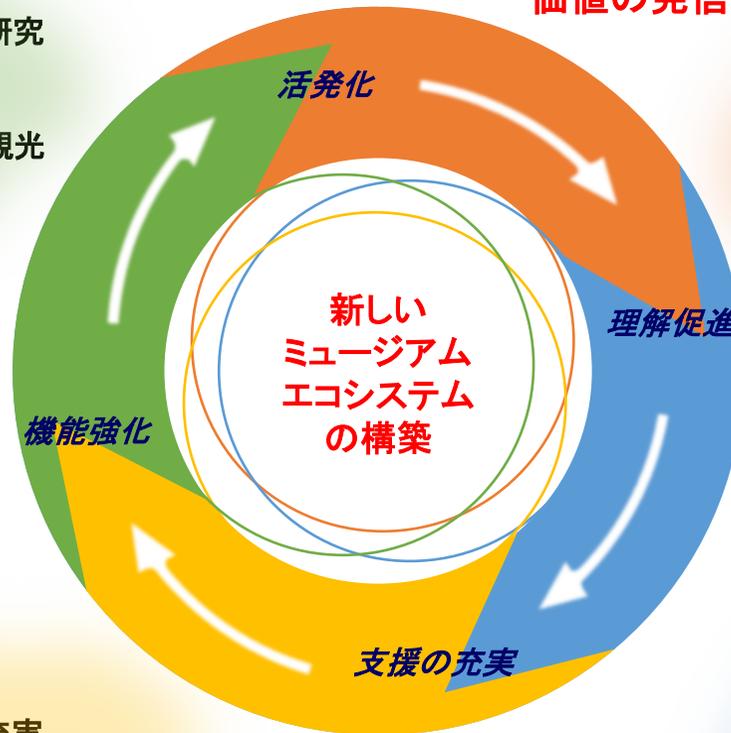
# 新たな登録制度が目指す「博物館の機能強化」のための好循環

## 博物館 活動の充実

- ・基本的機能(収集・保管、公開、調査研究)の強化
- ・教育普及、広報活動の充実
- ・多様な関係機関との連携による文化観光やまちづくり
- ・国際交流等

## 博物館の多様な 価値の発信

- ・館の使命や運営基準の明確化
- ・デジタルアーカイブによる資料公開
- ・博物館評価の実質化
- ・社会的・経済的価値の見える化
- ・成果や自己評価、多様な価値の積極的な情報発信



## 博物館の 経営基盤強化

- ・運営体制・施設設備の充実
- ・寄付・寄贈の増加
- ・ボランティア・外部人材の充実
- ・予算、税制優遇等

## 博物館に対する 評価の向上

- ・地域の活力の向上(都市・地方再生、地域の魅力や住民の幸福度の向上等)
- ・地方自治体や企業等の設置団体、地域住民の肯定的な評価の獲得

## 博物館関係の主な記載

### 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

#### 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

##### (2) 安全・安心で心豊かな国民生活の実現

###### (文化芸術・スポーツ)

国際的に遜色ない水準まで官民連携投資を促進し、文化芸術のソフトパワーによる新たな価値創造と経済成長の好循環を実現し、心豊かで多様性と活力ある文化芸術立国を実現する。このため、次代を担うクリエイター・アーティストを育成するとともに、拠点となる文化施設の機能強化など活躍促進のための環境を整備する。我が国の文化芸術の顔となる国立劇場の再整備を国が責任を持って早急に行うとともに、産業界と連携し、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の機能を有する拠点の整備を推進するほか、新国立劇場など国際拠点となる国立文化施設のグローバル展開を含む機能強化や博物館・美術館等のデジタル技術も活用した国内外への発信を強化し、これらの文化拠点に多くの人が集い、文化芸術を享受し、次代を担う世代への投資を行う好循環を確立する。

# 文化施設による高付加価値化機能強化支援



- 日本には1.2億人の市場があり、リスクを取って海外に打って出るインセンティブが生じにくいが、人口減少の中、このままでは高い成長潜在力を持つコンテンツ市場の衰退の危機。
- 我が国の文化芸術の海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト（学芸員あるいはキュレーター等を含む）等の挑戦支援、育成体制を強化するとともに、国内活動拠点として博物館・美術館、劇場等の文化施設が新たな価値を付加できるよう機能強化し、若手クリエイター等を支える場として確立することが急務。

## 事業内容

次代を担うクリエイター・アーティスト等を育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援する。

- 博物館・美術館、劇場等の文化施設について、グローバルに活躍する若手クリエイター・アーティスト等（以下、「若手クリエイター等」という。）の育成の一環として、当該若手クリエイター等の「国内における活動の拠点」かつ「活動に対して新たな高い価値を付加する拠点」としての機能形成の推進を目的に支援する。
- 博物館・美術館等については、育成対象の若手クリエイター等が生み出す作品を含め、施設が持つ価値（コンテンツ）のデジタル・アーカイブ化等を行いつつ、世界に強力に発信し、価値を高めるとともに、そうした価値に受け手を惹き付けるための計画に対し支援を行う。
- 劇場・音楽堂等については、世界的な活躍が見込まれる若手クリエイター等の活動拠点として、その育成を行いつつ、芸術性の高い作品の創作や国内外における公演活動、育成対象の若手クリエイター等を世界に強力に発信するための計画に対し支援を行う。

### 【助成の対象となる実施計画】

若手クリエイター等の国内における活動・発信拠点となるべく、文化施設における育成力・創造力・発信力を強化する取組や、新たな高い価値を若手クリエイター等の文化芸術活動に付加する取組であり、①拠点形成のための事業、②国内展示/公演、③海外展示/公演の3つの事業類型で構成される、令和10年度までの複数年度にわたる実施計画のうち、令和6年度～8年度までの実施計画が助成対象

#### 「若手クリエイター・アーティスト等」

- **博物館・美術館等**：画家、工芸作家、彫刻家、現代アーティスト、デジタルクリエイター、資料の活用や魅力的な展示を行うディレクターやキュレーター等
- **劇場・音楽堂等**：実演家（俳優、舞踊家、演奏家、声楽家等）、演出家、指揮者、劇作家、作曲家、振付家、アートマネジメント人材、翻訳家、評論家、各種デザイナー・プランナー、技術スタッフ（舞台監督・音響・照明・美術・衣装・メイク・映像・特殊効果等）等

#### ＜博物館・美術館等＞

- 若手クリエイター等の海外発信等を支援することを目的に、作品である博物館資料のデジタル・アーカイブ化と発信をするとともに、魅力的なデジタルコンテンツの作成とその展示を含めた博物館DXを強力的に推進する取組。
- 若手クリエイター等の活動拠点として、伴走型支援による若手クリエイター等の育成ノウハウの磨き上げを行い、国際的に活躍できる若手クリエイター等を輩出することができる博物館等として価値を向上させる取組。
- 若手クリエイター等と博物館等の連携・新たな創造活動により、博物館等を中心として地域・企業・個人等の様々なステークホルダーを巻き込み、若手クリエイター等の新たな活躍の場を提供する取組。

#### ＜劇場・音楽堂等＞

- 長期雇用や複数年契約などにより、若手クリエイター等が継続して創造発信する場の提供を行い、育成するとともに、新たな演目を創作し、自館における公演や国内における巡回公演、共同制作公演、海外公演等を実施する取組。また、公演後に批評等を踏まえ改訂（磨き上げ）を行う等、演目の芸術性向上への取組。
- 育成した若手クリエイター等の海外発信を支援するため、若手クリエイター等の活動や魅力、公演映像等を収めた映像資料等を作成し、海外の劇場や芸術祭等へのプロモーション活動を実施する取組。

### 【助成金の額】

事業類型	補助率	
	国立文化施設	国立文化施設以外
① 拠点形成のための事業	10 / 10	
① 国内展示/公演	1 / 3	1 / 2
① 海外展示/公演	2 / 3	

規模	小規模	中規模	大規模
上限	40,000千円	150,000千円	300,000千円

現状

・日本には1.2億人の市場があり、リスクを取って海外に打って出るインセンティブが生じにくい  
が、人口減少の中、このままでは高い成長潜在力を持つコンテンツ市場の衰退の危機。

課題

・我が国の文化芸術の海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦支援、  
育成体制を強化するとともに、国内活動拠点として博物館・美術館、劇場等の文化施設が新た  
な価値を付加できるよう機能強化し、若手クリエイター等を支える場として確立することが急務

本事業  
の目的

・次代を担うクリエイター・アーティストを育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設  
の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾  
力的かつ複数年度にわたって支援する。

(現状・課題を示すデータ)

・世界・日本のコンテンツ市場の規模(1ドル=109円)  
H30(2018):  
世界 128.8兆円 日本 10.6兆円(8.25%)  
R5(2023):  
世界 141.6兆円 日本 11.3兆円(7.98%)  
世界市場の拡大に伴い、日本市場が占める割合は  
減少傾向にある。  
(経済産業省「コンテンツの世界市場・日本市場の概観」より)

インプット  
(資源)

▶ アクティビティ(活動内容)

▶ アウトプット(活動目標)

▶ 初期アウトカム  
(成果目標)【3年】

▶ 長期アウトカム  
(成果目標)【5年】

▶ 【参考】アウトカム  
(成果目標)【10年程度】

R5年度  
補正予算額  
総額  
60億円/3年  
  
うち  
<文化施設による  
高付加価値化機能  
強化支援>  
15億円/3年  
  
対象施設  
博物館・美術館等  
劇場・音楽堂等

・文化施設において、  
長期雇用や複数年契  
約などにより、若手ク  
リエイター等が継続し  
て創造発信する場を  
提供  
  
・地域・企業・個人等  
の様々なステークホ  
ルダーを巻き込み、  
若手クリエイター等の  
新たな活躍の場を提  
供

・世界的な活躍が見込ま  
れる若手クリエイター等の育  
成  
<博物館・美術館等>  
・育成対象者の作品のデジ  
タル・アーカイブ化、世界に  
強力に発信  
  
<劇場・音楽堂等>  
・芸術性の高い作品の創作  
・国内外における公演活動  
・育成対象者を海外展開に  
向け強力に発信

・国内公演・展示  
プログラムの高  
評価の獲得  
KPI ①  
  
・文化施設が持つ  
価値(コンテンツ  
)のデジタル・ア  
ーカイブ化、発信  
による価値の向  
上  
KPI ②

・若手クリエイター等  
の国際的活躍・  
評価の向上を通じた  
、文化施設の国際的  
価値の向上  
KPI ③  
  
・若手クリエイター等  
の国際的活躍・評価  
の向上  
KPI ④  
  
・支援対象文化施設  
の芸術文化拠点とし  
ての機能向上  
KPI ⑤

・文化芸術活動の活  
性化(若手クリエ  
イター等の海外での  
活躍を含む)  
KPI ⑥  
  
・コンテンツ市場の  
維持・拡大  
KPI ⑦  
  
・我が国の文化芸術  
の国際的なプレゼ  
ンスの向上  
KPI ⑦  
  
・海外を通じた  
相互理解の促進  
KPI ⑧

インパクト

・日本が生み出す優れたコンテンツや人材を自発的に発信し、国際的に高い評価を得て、新たなコミュニティやファン層を獲得するとともに  
訪日外国人観光客の増加や相互理解を促進し、我が国の文化と経済の好循環に向けた文化芸術によるソフトパワーが形成・展開される。

主な測定指標と目標値

KPI ①

・若手クリエイター等を企画段階から登用・育成し、作品等  
の企画・制作・展示等を行った結果、国内外における専門  
誌・専門家・批評家等により高評価を得た施設数 (R8年  
13件)

KPI ②

・当初計画通りにデジタル作品を発信した施設数  
(R8年4件)

KPI ⑤

・支援文化施設における入場者数の増加(令和元年度比)

KPI ③

・支援対象文化施設が国内外の賞の受賞・ノミネー  
トや世界的に認知されている国内外の芸術祭等か  
らの招へい・出品などの依頼を受けた件数 (R10年48件)

KPI ④

・展示・公演の成功により、若手クリエイター等が新た  
にオファーを獲得し参加する国内外における新たな  
プロジェクトやコンテンツの数 (R10年64件)

KPI ⑥

・[参考]世界のコンテンツ市場に占める日本の割合  
(R5年7.98%→R15年までの平均値増)

KPI ⑦

・[参考]訪日外国人のうち、「舞台・音楽鑑賞」「美術館・博物館等」  
を目的とした人の割合 (R5 7-9月期2.8%、22.3%  
→R15年までの平均値増)

KPI ⑧

・[参考]日本と諸外国との文化交流の推進が「日本と諸外国との間の相互理解や  
信頼関係が深まり、国際関係の安定につながる」意義があると回答した人の  
割合 (R5 53.6%→R15年までの平均値増)

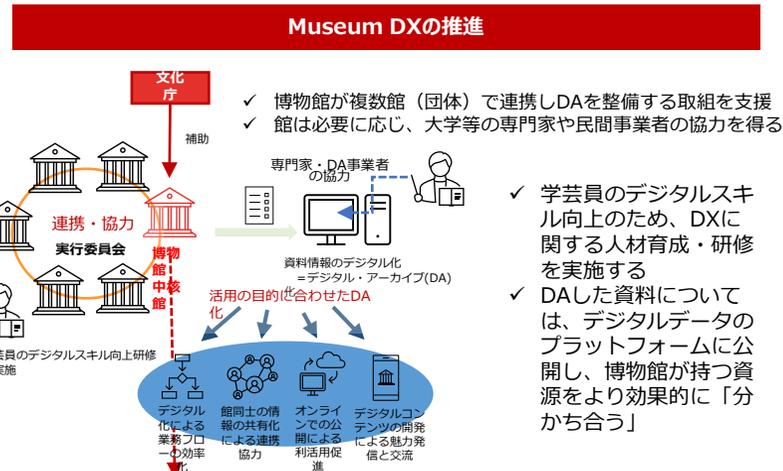
## クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業

### 「文化施設による高付加価値化機能強化支援事業スケジュール(予定)」

- ・交付要望書受付期間 (受付終了)  
6月12日～6月20日
- ・交付要望書の審査  
7月～8月
- ・内定通知(=助成対象期間の開始日)  
8月中目途

## ① Museum DXの推進

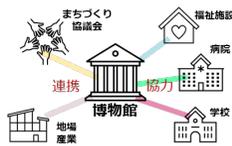
- 博物館法がおよそ70年ぶりに大幅改正され、資料のデジタル・アーカイブの作成と公開など博物館の新たな事業が追加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定
- 博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信及び、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、デジタル化されたデータを活用して所蔵資料の魅力発信や利活用を促進するとともに、館の業務フローの共有を図り業務運営の効率化やサービスの向上を行う。
- 【取組例】
  - ア 収藏品データベースの作成を含む、博物館資料のデジタル・アーカイブを推進し、公開・発信する取組
  - イ 学芸員等の博物館専門職員等に対する博物館DXに関する人材育成・研修を含む、業務のDXによる学芸員の業務負担軽減を図る取組



## ② 特色ある博物館の取組支援

### 単館型

- 博物館が社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に向かう先進的な取組(課題解決のために必要な人材確保やアウトリーチ活動を含む)を支援
- 博物館とまちづくりや福祉、教育、国際交流、観光、産業、環境などの関連団体、関係者との連携が必須



### ネットワーク形成型

- 博物館同士や多様な機関との組織連携・ネットワークの形成を通じた資源投入や人材確保、人材・ノウハウ・情報等の共有による単館では解決が難しい課題の解決への取組を支援
- 広域的又は多様な機関等が協働するために、自治体の枠を超えて複数の博物館やその他の団体が連携
- 中核館が事業に参画する連携館への資源の共有を行い、連携館を牽引



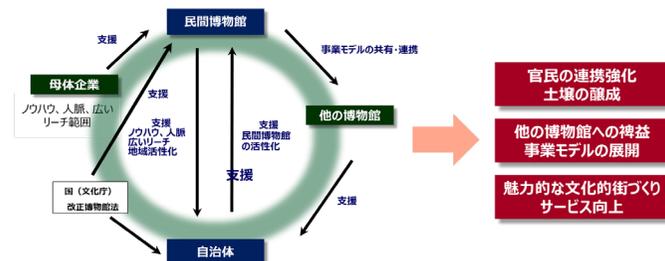
### 民間博物館活用型(新規)

- 令和5年施行された改正博物館法により、民間企業立の博物館も登録することが可能
- 民間企業立博物館にとっての博物館登録元年となるのでこの機を逃さず、民間博物館の力を最大限に発揮した事業の実施と今後の民間博物館の活用促進を図る

#### 【取組例】

- ア 公益に資する多様な地域還元型事業への取組
- イ 企業立博物館のノウハウを多様な機関等に波及させる取組
- ウ 地域活性化や地域住民との関係強化への取組

#### 民間博物館活用事業エコシステムとKPIの考え方



目的

博物館の役割が多様化、高度化している現状において、その役割を果たすための技術や知識を持った人材が不足していることが課題となっているため、学芸員等の資質向上を図るため、博物館の現場に各分野の専門的人材を派遣し、実証事業を通じ博物館におねる多様な専門的人材養成の調査を行う。

事業概要

**・デジタルアーカイブ、コンテンツ造成支援、知識・技術の提供**

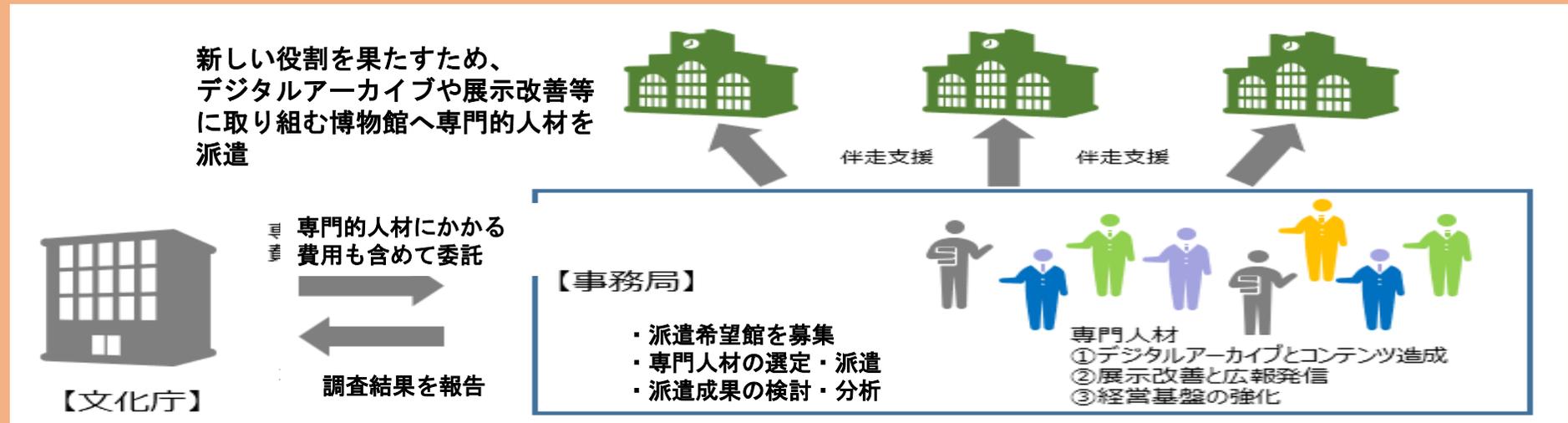
博物館におけるデジタルアーカイブの作成やDXに資するような整備、資料の価値や魅力を伝えるためのコンテンツ造成などに取り組む内容など

**・展示や広報発信の改善を行うための支援、知識・技術の提供**

観光来訪者への対応や、これからの博物館に求められる社会的価値形成のための、楽しく理解を深めることができる展示や広報発信の改善を行う取組

**・ファンドレイジング活動支援、知識・技術の提供**

多様な博物館支援を集め、博物館活動の充実に繋げるためのファンドレイジングの取組



博物館の学芸員等の国際的なネットワークの構築や我が国の博物館の国際プレゼンスの向上し、博物館の機能強化につなげる

## ◆派遣対象者

- ア 博物館に勤務する館長及び学芸員等の専門職員
- イ 大学等において博物館に関する科目を教育研究している職員

## ◆派遣内容

- ① 博物館に関する国際会議、学会、研究会での発表・研修・参加
- ② 海外の博物館等における調査・研究※

## ◆派遣期間

- ① 14日未満
- ② 短期：15日以上 90日未満  
長期：90日以上 180日未満

## ◆成果報告・普及展開

派遣結果は、派遣報告書にまとめ、報告会でプレゼン発表  
※文化庁が主催する各種博物館会議でのプレゼン発表、学術誌等への論文投稿（博物館研究等）において、積極的に事業の成果を発信いただく予定

### ※調査研究の例

- ・先進的なコレクションマネジメント、資料の在り方
- ・新しい鑑賞・体験モデルの構築等、デジタル技術を活用した取組
- ・学芸員の資質向上プログラムの研究開発
- ・観光振興に資する地域資源を活用した魅力向上の取組
- ・効果的な外部資金獲得、メンバーシップ等の導入



<https://icomjapan.org/updates/2022/09/14/p-3093/> ICOMプラハ大会

## 目的

自治体財政の逼迫や国内経済の低迷で経営基盤が脆弱化する博物館において、これからの機能強化を達成するためには、博物館振興団体等による中間支援と、戦略的かつ持続的な外部資金の獲得による経営基盤の多角化と拡大を検討する必要がある。そのために、①博物館振興団体における中間支援体制構築のための経営基盤強化、②各博物館における戦略的かつ持続的なファンドレイジングを推進するための個別相談会の開催を実施し、成果と課題を分析する。

## 事業内容

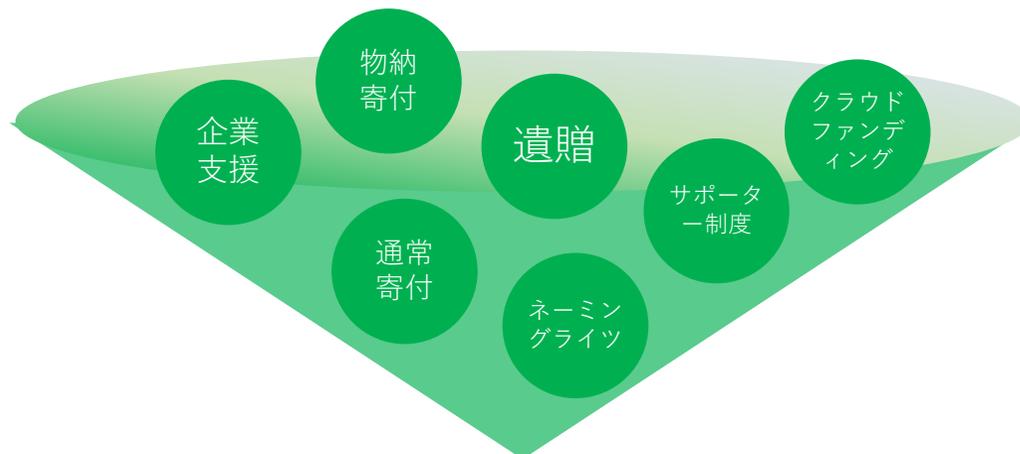
### ① 博物館振興団体における中間支援体制構築のための経営基盤強化



### ② 各博物館における戦略的かつ持続的なファンドレイジングを推進するための個別相談会の開催

(昨年実績：東京1回、京都1回、オンライン3回)

多様なファンドレイジング手法を戦略的に組み合わせ、持続的かつ安定的な外部資金の獲得による博物館活動の充実に繋げる



博物館の持続化・発展

# 文化施設サービス刷新・活動活性化等 運営改善推進支援事業

令和6年度予算額 72百万円  
(前年度予算額 60百万円)



## 令和5年度から文化庁が伴走支援

### 現状・課題

○「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「PPP/PFI推進アクションプラン」に示されており、新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用するPPP/PFIについて、令和4年度からの5年間を「重点実行期間」とし、関連施策を集中的に投入するとともに、幅広い自治体の取組を促すとされており、このうち文化施設についてはコンセッション導入を図るとされているところである。

○このため、文化施設（劇場・音楽堂等、博物館・美術館、等）の設置者である自治体等に対し、コンセッションの導入促進を図るため、支援を実施する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」  
(令和5年6月16日閣議決定)(抜粋)

公共サービスを効率的かつ効果的に提供するPPP/PFIについて、改定アクションプランに基づき、各重点分野における事業件数目標の達成と上積みを見据え、取組を推進する。空港、スタジアム・アリーナ、文化施設等の重点分野への公共施設等運営事業等の事業化支援を継続しつつ、…(中略)。

「PPP/PFI推進アクションプラン」

(令和5年6月2日 民間資金等活用事業推進会議(会長:内閣総理大臣)決定)(抜粋)  
⑥文化・社会教育施設  
令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強化し、令和8年度までに10件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに30件の具体化を狙う。

### 事業内容

文化施設におけるサービス刷新や活性化等運営改善に関して、コンセッションを活用した運営充実に必要な経費に対する支援等を実施。

- 事業実施期間：令和5年度～令和13年度（予定）

#### 専門家による助言等の伴走支援 30百万円

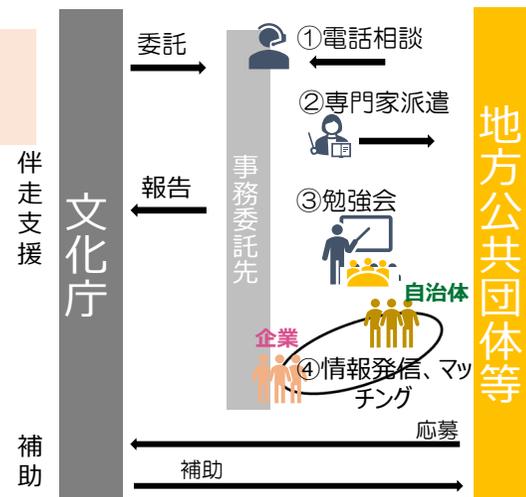
- 電話で専門家に相談できる窓口の設置や、自治体等への専門家派遣、**勉強会の実施**、企業への情報（サウンディング調査・プロポーザル公募情報等）発信等を実施。

文化施設へのコンセッション方式の導入に対する関心・理解を促進するため、地方公共団体や指定管理者・民間事業者向けオンライン勉強会を令和6年度も複数回実施予定

#### 導入調査・検討等の取組への支援【補助】41百万円

- VFMの確認【導入可能性調査】等に要する経費、実施方針・要求水準書の作成や、公募や契約締結等のコンセッション導入に関する手続きにおいて、法的・会計的な専門的な助言を受けること【アドバイザー業務】に要する経費、文化施設の更なる魅力向上を図るため、民間の発意によるサービス向上や魅力向上のアイデアを募集し、実現可能性を確認するための実証的な取り組みに要する経費等への支援。
- 件数・単価：2箇所×約1,200万円 1箇所×約1,800万円
- 交付先：地方公共団体等

R5交付実績：2件



### アウトプット（活動目標）

伴走支援（専門家派遣）の数

令和5年度	令和6年度	令和7年度
10箇所	10箇所	10箇所

補助件数

令和5年度	令和6年度	令和7年度
2件	3件	3件

### 短期アウトカム（成果目標）

(令和6年度頃)  
コンセッションの具体化計3件。

### 中期アウトカム（成果目標）

(令和7年度頃)  
コンセッションの具体化計6件。

### 長期アウトカム（成果目標）

(令和8年度頃)  
コンセッションの具体化計10件。

# 文化施設サービス刷新・活動活性化等運営改善推進事業

## • 地方公共団体向け勉強会(説明編) 第1回 ※オンライン

令和6年7月30日(火)午後2時～午後3時40分(100分)

※申込 令和6年7月8日(月)午前10時 ～ 7月23日(火)午後5時

第1回勉強会 来週から申し込み受付開始

### 【今後の勉強会開催予定】

- 地方公共団体向け勉強会(説明編) 第2回 ※オンライン ※第1回と同一
- 地方公共団体向け勉強会(先進事例紹介編) ※開催方法未定
- 指定管理者・民間事業者向け勉強会 第1回 ※オンライン
- 指定管理者・民間事業者向け勉強会 第2回 ※オンライン ※第1回と同一

## ③ 文化審議会博物館部会の審議状況

---

# 第5期博物館部会の開催状況

## ＜検討内容＞

- 人材確保の方策や資質向上を含む学芸員の在り方や、国立・公立・私立博物館の連携や外部資源の獲得を含む博物館の機能強化に関して審議を行った。また、能登半島地震への対応や、登録制度の周知に向けた方法について審議を行った。
- 学芸員の在り方に関する審議の一環として、令和4年4月に公布された改正博物館法を踏まえ、**「大学における学芸員養成課程の科目のねらいと内容について」**及び**「博物館実習ガイドライン」**の改正案文について審議を行った。

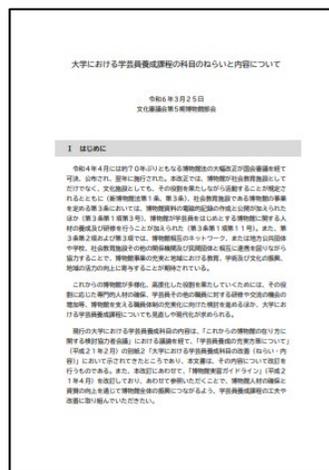


- ◆第1回（令和5年8月25日）
  - (1) 部会長の選任等
  - (2) 学芸員の在り方について
  - (3) 登録制度の広報・プロモーションについて

- ◆第2回（令和6年1月11日）
  - (1) 部会員の追加について
  - (2) 博物館の機能強化について
  - (3) 学芸員の在り方について
  - (4) 登録制度の広報・プロモーションについて

- ◆第3回（令和6年3月25日）
  - (1) 能登半島地震への対応について
  - (2) 令和6年度予算について
  - (3) 学芸員の在り方について

博物館部会第3回において、改定案取りまとめ。  
令和6年6月25日付課長通知において周知。



(文化庁HPに掲載)

## <新たに求められる学芸員の資質>

- ・博物館の持続的かつ発展的な経営に係る視点を持ち、利用者の満足度を高めるとともに、新たな層に働きかけることのできる人材
- ・高い専門性を活かした調査研究に加え、多様な主体との連携等により新たな価値を共創できる人材
- ・現代社会において期待される新たな業務（デジタル・アーカイブ化、文化観光、地域の活性化等）  
に対応できる人材

## <改訂の内容>

- ・博物館の経営基盤強化につながる、経営戦略、利用者価値の向上、コレクションマネジメント等  
に係る記載を追加
- ・博物館の活動基盤としての調査研究、多様な主体との連携、地域課題への対応、国際社会、多文化共生等  
に係る記載を追加
- ・新しい情報メディアやデジタル・アーカイブ等の活用による魅力発信と業務の効率化・高度化を促す  
記載を追加
- ・「科目のねらいと内容」において、学芸員養成課程の科目について履修順序の例を示した
- ・「博物館実習ガイドライン」において、一定期間の「長期実践型館園実習」による単位認定を可能  
とした

## 博物館関係の主な記載

### IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

#### 3. コンテンツ産業活性化戦略

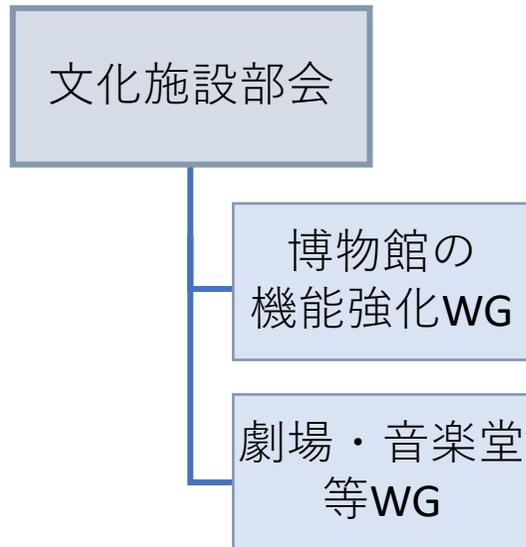
##### (2) 海外展開及び世界に通用するコンテンツの制作・流通の促進

###### ⑩ 知的財産と異なる産業の組合せによる新たなコンテンツ産業の創出

(前略)アートについては、博物館同士の連携強化、博物館におけるデジタル・アーカイブ化の促進、博物館の資金調達能力の向上等を含め、我が国全体の博物館の機能強化に向けた方策を検討する。また、国際的な影響力を持つアートフェアとの連携強化、国内開催に対する支援等により、我が国アートシーンのプレゼンスの向上を図る。さらに、美術館における漫画、アニメ、ゲーム、メディアアート等の展示が可能となるよう原画等の収集、保存及び公開並びにデジタル・アーカイブ化の促進を図る。博物館等に対するクラウドファンディング等の活用に関する周知を図るとともに、博物館の資金調達力の向上に向けた方策を検討する。

- ◆ 第5期博物館部会において、博物館における外部資源の獲得、博物館間の連携等について議論を行ってきたが、引き続き、博物館の機能強化等について議論を継続することが必要。
- ◆ 劇場・音楽堂等については、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行から10年経過し、これまでの取組成果を検証しつつ、今後10年間を見据えながら、劇場・音楽堂等が、①地域の核として、②世界に響く芸術の拠点として、資するよう、場としての運営強化や、場で行われる舞台芸術活動等の強化について検討することが必要。

## <R6年度の部会の構成（案）>



- 劇場・音楽堂等を含めた文化施設の機能強化を検討するため、R6年度より、博物館部会を文化施設部会に改組する。
- 文化施設部会に、博物館の機能強化に関するワーキンググループを設置し、博物館の運営の在り方や「博物館の設置及び運営上の望ましい基準（告示）」等を検討する。
- 劇場・音楽堂等についてワーキンググループを設置し、活性化支援施策や「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（告示）」の見直し等について検討する。

## ④ その他

---

## 背景

動物園や水族館のように、首長部局が従前から設置し所管している施設等についても、登録に当たって地教行法に基づき条例を制定する必要があるのか、地方公共団体等から問合せが寄せられていた。

## 令和6年5月22日付次長通知の内容

○地方公共団体が設置する施設について、当該地方公共団体のいずれの部局が所管するかは、当該施設の目的・性質や事業内容に照らし、関連法令に基づいて当該地方公共団体において適切に判断されるものとして、以下の内容を通知。

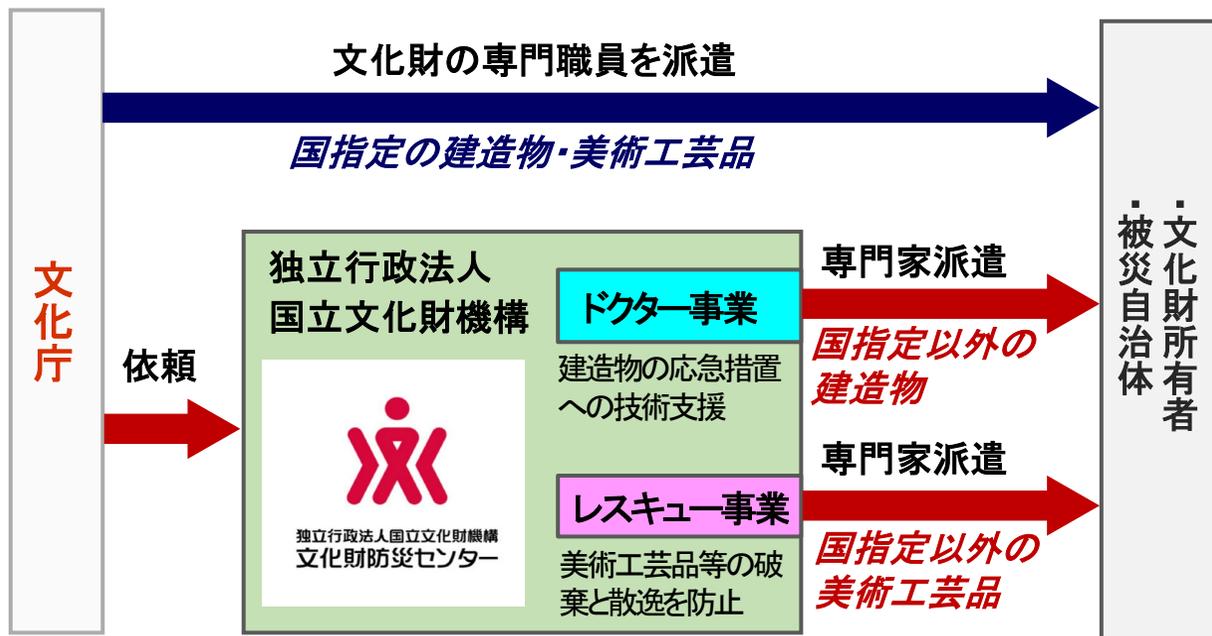


- 登録をしようとする施設の目的・性質や事業内容に特段の変更がないのであれば、登録を受けることのみをもって、教育委員会への所管替えや地教行法第23条第1項に基づく職務権限特例の条例の制定を要するものではない。
- 登録を受けるに当たって、当該施設の目的や事業内容も含めて見直しを行った場合には、見直し後の当該施設の目的・性質や事業内容、地教行法の規定を踏まえて改めて検討し、必要があれば所管替えや条例制定など適切に対応する。
- 上記を踏まえて引き続き首長部局が所管する場合であっても、もとより当該施設が社会教育や文化に関連する事業を行うに当たっては、社会教育・文化全体に係る施策との一体性や学校教育との連携などに十分に配慮し、教育委員会が積極的な役割を果たすことが望まれる。

## 被害情報の把握・初期対応

※6月11日現在

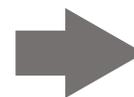
区分	被害件数
国宝・重要文化財(建造物)	58件 (指定総数:107件)
登録有形文化財(建造物)	184件 (登録総数:1,004件)
その他国指定等文化財	63件
地方指定・登録文化財	121件
合計	426件
<b>文化施設</b>	<b>117件</b>



## 文化施設の復旧に向けた相談窓口

対象: 被災した文化施設(博物館、美術館、水族館、劇場・音楽堂等)の復旧に関する事。設置者の種別は不問。

内容: ・損傷した施設、所蔵品等の復旧について  
 ・復旧のための支援や補助について  
 ・再発防止や復旧後の運営について 等



3月末日までに14件の連絡が寄せられ、「公立社会教育施設の災害復旧事業」の適用に関する事、寄付や人的支援の申し出等について回答した。

1年目→ 若手      5年目→ 中堅      10年目→ 中間管理職      20年目→ 館長クラス      30年目

文化庁が実施

マネージメント職  
ガバナンス職

## 文化をつなぐミュージアム研修

- ・開催: 令和6年12月上旬 3日間
- ・定員: 300人(オンラインのみ)
- ・対象: 設置者・行政職員等、ミュージアムの地域課題解決や中長期的な将来構想に関係する者
- ・内容: デジタル化、PPP/PFI、広報、収入の多角化、発信と交流、観光、国際化、ネットワーク等に焦点



## ミュージアムトップマネジメント研修

- ・開催: 令和7年2月 3日間
- ・定員: 50人(オンライン同時配信)
- ・対象: ミュージアムの館長・管理職
- ・内容: 法改正対応、マネジメント、事業評価・改善、資金調達等を強化

オペレーション職

## ミュージアム・パブリックリレーションズ研修

- ・開催: 令和6年9月頃 4日間
- ・定員: 対面50人(オンライン同時配信)
- ・対象: ミュージアムの学芸員等専門職員
- ・内容: 広報発信・地域交流、地域課題解決、資金調達、デジタル化等に焦点

## 博物館法

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

# 酸化エチレンを主成分とする燻蒸剤の販売終了について

○酸化エチレンは、環境省において事業者による排出抑制の自主的取組が求められており、それを主成分とする燻蒸剤が2025年3月末で販売終了となる。

○文化財への生物被害対策においても、こうした国際的な大気汚染物質の削減の流れを受け、これまでの薬剤による殺虫といった化学的防除対策のみならず、

・侵入経路の遮断などの物理的防除対策

・水分・栄養源の除去など生物的防除対策

等を合理的に組み合わせ、文化財に影響を及ぼす有害生物を総合的に管理する「文化財IPM」の重要性が高まっている。

※IPM: Integrated Pest Management (総合的有害生物管理)

○文化庁ではこれまで、「文化財の生物被害防止に関する日常管理の手引」等の作成や、保存や修理に関する研修等を通じて「文化財IPM」の重要性を周知してきたほか、東京文化財研究所においても、害虫の種の推定を補助する現場診断用ツールとして「文化財害虫検索サイト」の立ち上げ等の取組を進めている。



○引き続き、これまでの取組をさらに進めていくとともに、今回の販売終了による影響の把握や代替方法等に関する調査・情報収集を継続し、文化財保護に影響が生じることのないよう、関係機関と連携しつつ、必要な対応を行う予定。

# 参考資料

---

# 博物館に係る地方税の優遇措置の状況

優遇措置のある税目	登録					指定施設
	公立	私立				
		公益法人	宗教法人	一般社団・財団法人	民間の会社など※	
法人住民税の非課税	—	○				
固定資産税の非課税	—	○	○			
都市計画税の非課税	—	○	○			
不動産取得税の非課税	—	○	○			
事業所税の非課税	—	○	○	○	◎	

○は優遇措置が継続される法人。◎は今回拡充部分。—はそもそも公立なので非課税。

※は学校法人等の場合は、別に、保有する固定資産等に対して非課税措置。

# 登録博物館等が優遇措置を受けられる制度の例

## 美術品補償制度

美術品の評価額の高騰や保険料率の上昇により、展覧会主催者の損害保険料の負担が増大していた状況を踏まえ、**借り受けた美術品の損害を政府が補償する制度**。展覧会において海外等から借り受けた美術品に、万一損害が発生した場合に、その損害を総額の一定部分は主催者が負担し、それを超える部分を国が補償する。（補償上限額 950億円）。



ゴッホ展

Collecting an Epoch  
Gottschalk Exhibition

【補償対象の展覧会の例】  
ゴッホ展—響きあう魂—ヘレーネとフィンセント  
(令和3年9月18日～令和3年12月12日)  
出典：東京都美術館HP

## 登録美術品制度

重要文化財や国宝、その他世界的に優れた美術品を、国が登録し、登録した美術品を美術館において公開する制度。**登録博物館及び指定施設のうち美術品を展示する施設が、登録美術品を公開することのできる美術館となることができる**。登録美術品は、相続が発生した場合、他の美術品とは異なり、国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能。



【登録美術品の例】  
登録番号2：花鳥文様象耳付大花瓶（金森宗七制作）  
公開館：東京国立近代美術館（国立工芸館）  
出典：文化庁HP

## 特定美術品制度

文化財保護法に基づく「認定保存活用計画」に基づき、特定美術品を**登録博物館及び指定施設からなる寄託先美術館へ寄託していた者から、相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した寄託相続人は、寄託先美術館への寄託を継続する場合、その寄託相続人が納付すべき相続税のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、寄託相続人の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除される**。

## 希少野生動物種譲渡し規制の緩和

種の保存法で指定された希少野生動植物種は原則、譲渡し等の取引や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止されており、展示・教育、学術研究等のために、これらの希少野生動物種の譲渡しを行う場合、事前の許可申請・協議が必要となる。**登録博物館又は指定施設における展示のために譲渡し等をする場合（生きている個体に係るものを除く）、これらの事前の許可申請が免除され、事後30日以内の届出・通知だけで譲渡しを行うことが可能**。

## 著作物の複製等

登録博物館及び指定施設は、図書館と同様に、**その営利を目的としない事業として、図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる**。また、国立国会図書館が、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（絶版等資料）による自動公衆送信を受け、その営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じ、提供することができる。

# 文化施設コンセッション導入例

## 旧苅田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業

事業概要	国選定の津山市城東重要伝統的建造物群保存地区にある伝統的建造物「旧苅田家付属町家群」を宿泊施設として整備 宿泊施設名：「城下小宿 糶や（こうじや）」
運営権者	株式会社HNA津山（代表取締役 木下 学）
運営権対価	約74百万円（令和5年3月末まで無償）（市が修理・改修工事費：約1.9億円）
事業期間	令和2年7月17日から令和22年3月31日まで



出典：津山市HP

## 五個荘近江商人屋敷の外村宇兵衛邸を活用した施設の管理運営事業

事業概要	国選定「重要伝統的建造物群保存地区」。近江商人の本宅である「五個荘近江商人屋敷外村宇兵衛邸（とのむらうべえてい）」を宿泊施設として市が整備し、民間事業者が維持管理・運営を行う。 宿泊施設名：『NIPPONIA 五個荘 近江商人の町 外村宇兵衛邸』
運営権者	株式会社いろは（代表取締役 藤原岳史）（出資者：株式会社NOTE、東近江市）
事業期間	令和4年4月1日から令和25年（2043年）3月末日まで



出典：東近江市観光協会HP

## 萩市浜崎伝建地区町家モデル施設運営事業

事業概要	国選定「浜崎伝統的建造物群保存地区」にある明治時代創建の商家を、効果的な利活用を行うため、市が大規模改修を実施。
優先交渉者	合同会社アタシ社 代表 三根真吾



出典：萩市HP

## 旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業

事業概要	重要文化財指定を受けた施設に、コンセッション制度を活用して、文化財保存に支障がない範囲での付帯事業（ホテル等）を実施
運営権者	旧奈良監獄保存活用(株) 発注者 法務省 設計・改修・運営を運営事業者側が実施。運営は独立採算型コンセッションを採用
運営権対価	6,000万円
事業期間	平成29年度から33年間



出典：旧奈良監獄HP

## 大阪中之島美術館運営事業

事業概要	日本の美術館として初めてコンセッション導入。作品の所有権は地方独立行政法人大阪市博物館機構が保有。美術館のみならず、周辺施設のレストランやホテルとも一体となって事業スキームを構築することで、にぎわいの創出や安定的な運営を期待。
運営権者	(株)大阪中之島ミュージアム 発注者 地方独立行政法人大阪市博物館機構 設計・建設は大阪市が実施。運営はサービス対価を伴う混合型コンセッションにより受注者が実施。
運営権対価	0円
事業期間	令和2年度から17年間



出典：大阪中之島美術館HP